

## 高収益作物次期作支援交付金 Q & A（未定稿）

（令和 2 年 11 月 24 日現在）

※ 「高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて」（令和 2 年 10 月 12 日 付け 2 生産第 1277 号農林水産省生産局長通知）（以下、「運用見直し」という。）の 施行に伴い修正した部分は黄色で、既に手続き等を終了したものや、10 月 12 日の運 用見直しにより該当しなくなった部分は灰色で示しています。

注 現時点版であり、今後変更があり得ることにご留意ください。

## 【1 総論】

(問1-1) 本事業の趣旨は何か。

(問1-2) 本事業の公募はいつからいつまでか。

## 【2 事業実施主体】

(問2-1) 本事業における事業実施主体の役割は何か。

(問2-2) 事業実施主体の具体例として、どのようなところが対象となるか。

(問2-3) 協議会は、どのような要件を満たす必要があるか。

(問2-4) 農業者や法人が単独で事業実施主体として申請することは可能か。

(問2-5) 地域の野菜生産協議会や県域の花き生産協議会等が、事業実施主体として取り組むことは可能か。

(問2-6) 事業実施主体が農業者からの申請を取りまとめるのに必要な事務費に対する支援はあるのか。

(問2-7) 県協議会が事業実施主体になった場合に、地域協議会で事務費を活用できるのか。

## 【3 支援対象品目】

(問3-1) 本事業の支援対象品目は何か。

(問3-2) 野菜・花き・果樹・茶以外の支援対象品目は何か。

(問3-3) 本事業の地域特認品目として認められる品目には、どのようなものがあるか。また、支援対象外となる品目はどのようなものか。

(問3-4) 果樹や茶の「次期作」とは、生産のどの段階からを対象とするのか。

(問3-5) 次期作で取り組む高収益作物については、前作と同じ品目でないといけないのか。

(問3-6) 本交付金の要件を満たす高収益作物の花きには、植木や盆栽は含まれるのか。

(問3-7) きのこと、山菜類の取り扱いは、どのようになるか。

(問3-8) つまものの扱いは、どのようになるか。

(問3-9) 種子・種苗・苗木は、本交付金の支援対象か。

## 【4 支援対象者の要件】

(問4-1) 支援対象者の要件は何か。

(問4-2) 要件となっている出荷実績等の確認は、どのようにすればよいのか。

(問4-3) 新たに学校給食用として野菜生産を開始し、2月以降に出荷を予定していたが、出荷先から出荷を断られ、前年産も含めて出荷実績がないが支援対象となるのか。

(問4-4) 出荷実績の考え方について、収穫後、自社の低温倉庫等に保管し、対象期間に出荷した場合は対象となると考えるが、農協等に出荷し、農協等の低温倉庫等で保管し対象期間中に出荷されたものは、生産者が特定されれば対象となるか。

(問4-5) 水田において高収益作物として加工用キャベツ等に取り組む集落営農組織が

増加しているが、こうした組織も事業の対象となるか。

(問4-6) 少量多品目栽培を行い、野菜セットとして消費者に販売している場合、品目を特定することは難しいが、支援の対象とすることは可能か。

(問4-7) 収入保険、農業共済以外のセーフティネットは、どのような制度が対象になるのか。

(問4-8) 「今後、セーフティネットに加入する意向がある。」とした農業者がセーフティネットに加入しなかった場合、交付金を返還する必要はあるか。

(問4-9) 新型コロナウイルスの影響による価格下落等により保険金が支払われる収入保険加入者であっても、支援対象となるのか。

(問4-10) 同一の取組を行う他の事業とは、二重補助にならないのか。

(問4-11) 茶葉用事業で、新植・改植の未収益支援や有機転換、棚栽培施設転換、直接被覆栽培への転換等の支援を受けている場合、次期作支援交付金の対象となるのか。

(問4-12) 果樹農業生産力増強総合対策（果樹経営支援等対策事業）で、新植・改植の支援や未収益支援を受けている場合、本交付金の支援の対象となるのか。

## 【5 事業内容：総論】

(問5-1) 次期作の具体的な定義は何か。また、複数回作付けする品目はそれぞれカウントできるのか。

(問5-2) 野菜を2月～3月に出荷した場合の「次期作」とは、令和3年2月～3月の出荷に向けた次期作に限定されるのか。

(問5-3) 交付対象面積は、耕地面積で算定するのか、取組を行った面積で算定するのか。

(問5-4) 植物工場等の取組面積は、栽培棚の段数を加味していいのか。

(問5-5) 作付面積が10アールに満たない場合の支援単価はどうなるのか。

(問5-6) ほ場の地目による支援の可否はあるか。

(問5-7) 盆栽における取組では、何をもって交付対象面積とするのか。

(問5-8) 野菜や花き等で、山上げで一時的に場所を移して作物を栽培する場合や、育苗ほ場で苗を育苗した後、本ほ場へ移植して栽培する場合、交付対象面積の算定はどのように行うのか。

(問5-9) 複合経営の場合の対象品目や対象面積等の考え方は、どのようになるか。

(問5-10) 交付対象面積の確定にあたって収集する公的な資料とは、具体的に何か。

(問5-11) 原木しいたけやたけのこ等を栽培しており、地目が山林等で農地台帳に記載されていないが、どのように公的資料を用意したらよいか。

(問5-12) 耕作をしているが、権利設定の変更が適切に行えておらず、公的資料では耕作をしていることを証明できないが、どうしたらよいか。

(問5-13) 農地の賃貸借や利用権設定について、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構の推進に関する法律に基づく場合があるが、いずれの法律に基づく場合でも問題ないか。

(問5-14) 特定農作業受委託契約をしている場合、本交付金は対象になるか。交付金を

受けられるのは、受託者と委託者のどちらになるか。また、どのように申請をすればよいか。

(問5-15) 特定農作業受委託とは、どのような契約か。

(問5-16) 耕作をしていない地権者が、本交付金を申請することは可能か。

(問5-17) 以前から耕作をしているが、その土地の所有者が分からないため利用権設定ができていないが、どうしたらよいか。

## 【6 事業内容：申請手続き、実績確認方法等】

(問6-1) 農業者への具体的な支払手順・スケジュールはどのようになるか。

~~(問6-2) 第1回目の事業実施主体の公募後、いつ事務費が支払われるのか。今後の事務手続き・スケジュールはどのようになるか。~~

~~(問6-3) 第1回目の公募に応募した事業実施主体等、今後、管内農業者の申請状況に応じて、複数回の公募に応募することが考えられるが、次回以降の手続きはどのようにすればよいのか。~~

(問6-4) 取組実施者の取組の実績確認はどのように行うのか。証拠書類等を提出させる必要はあるのか。

(問6-5) 大規模法人のようにほ場が複数の農政局にまたがる場合は、どのように提出したらよいか。

(問6-6) いつからの取組が支援対象となるのか。

(問6-7) 取組実施者が作成する取組実績報告書は、次期作の収穫・出荷の完了後に提出しなければいけないのか。

(問6-8) 交付金の交付後、取組実施者（農業者）が取組を行っていなかったことが判明した場合や、間違っって過大に申請してしまったことが後日判明した場合、どのようにすればよいか。

(問6-9) 中山間地域等とは具体的にどこか。

(問6-10) 都道府県や市町村の予算措置は必要なのか。

## 【7 事業内容：要綱第4の2(1)の取組（次期作支援のうち5万円/10a）】

(問7-1) PR版の次期作支援のうち5万円/10aの取組とは、どのような支援なのか。

(問7-2) 次期作支援のうち5万円/10aの取組とはどのようなものか。

(問7-3) 取組項目について、具体的にどのような取組を行えばよいか。

(問7-4) 事業継続計画とはどのようなものか。

(問7-5) 次期作支援のうち5万円/10aの取組について、新たな取組でなければ該当しないのか。

(問7-6) 農業資材の購入や品種の作付けが要領の制定日である4月30日以前の場合は、取組対象としてよいか。

(問7-7) 出荷期間（2月～4月）以前に収穫し、加工・保存して当該期間に出荷（販売）した場合は事業対象になるのか。

**【8 事業内容：要綱第4の2(1)のただし書き関係(次期作支援のうち高集約型品目)】**

(問8-1) 80万円/10a、25万円/10aの対象となる品目は何か。それ以外の品目は該当しないのか。

(問8-2) 具体的にどのような施設で栽培された品目が対象になるのか。

(問8-3) 80万円/10a、25万円/10aの対象となる施設の加温装置(空調装置)、かん水装置とはどのような装置か。

(問8-4) 80万円/10a及び25万円/10aの取組では、加温装置(空調装置)又はかん水装置を有するものであれば、平張りの施設も支援の対象となるか。

(問8-5) 80万円/10a、25万円/10aの対象となる施設の加温装置(空調装置)又はかん水装置の要件は、いつまでに満たしていなければならないのか。

(問8-6) 前作で施設花きを生産し次期作でいちごを生産した場合、支援単価はどうなるのか。

(問8-7) 80万円/10aの支援に取り組む場合、「品目・品種等の導入」の取組が必須となるが、アルストロメリア等の宿根性花きやバラ等の永年性花きで、数年にかけて種苗を更新するような場合は、交付対象面積はどのようになるか。

~~(問8-8) 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加するために必要な客観的なデータや具体例とは何か。~~

~~(問8-9) 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加する場合、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少したことの判断基準について、目安は何か。~~

~~(問8-10) 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加する場合、卸売市場での売上げ減少の根拠データは、どこの卸売市場にすればよいのか。地方市場を含む主な出荷先である卸売市場か、それとも東京中央卸売市場か。~~

~~(問8-11) 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加する場合で、追加の対象とする品目の市場価格が下がっていないものの、直接実需(外食産業等)と契約し出荷していた農業者が、販売先の事情により入荷量を制限されるなどにより売上げが減少した場合、そのデータをもって対象品目追加の申請をすることは可能か。~~

~~(問8-12) 野菜で高集約型品目として品目を追加する場合、支援単価は80万円/10aと25万円/10aのどちらになるのか。~~

**【9 事業内容：(要綱第4の2(2)の取組(次期作支援のうち2万円/10a)】**

(問9-1) PR版の次期作支援のうち2万円/10aの取組とは、どのような支援か。

(問9-2) 取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」について、具体的な取組はどのようなものか。

(問9-3) 取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」の取組について、新規の契約販売に取り組んだ農業者の栽培面積すべてを支援対象としてよいか。また、既に契約締結済みの栽培面積も支援対象となるか。

(問9-4) 取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

- (問 9-5) 取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」の地域特認取組の支援対象は、承認日以降の取組に限定されるのですか。
- (問 9-6) 新品種は、都道府県知事が認めれば、登録出願中でまだ品種登録されていない品目でも問題ないか。
- (問 9-7) 特認となった新品種や新技術の導入に取り組んだ場合、次期作支援うち 5 万円/10a の取組の要件の 1 つも同時に満たすと考えてよいか。
- (問 9-8) 取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組」について、具体的な取組を示してほしい。
- (問 9-9) 「① 海外の残留農薬基準への対応の取組」について、具体的な取組はどのようなものか。
- (問 9-10) 「② 有機農業の認証取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。
- (問 9-11) 「③ GAP の認証取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。
- (問 9-12) 支援対象となる GAP 認証の範囲は、具体的にはどのようなになるか。
- (問 9-13) GAP 認証を取得する品目は、高収益作物のみに限る必要があるのか。
- (問 9-14) 現に GAP 認証を取得している農業者が、新たに高収益作物を対象品目に追加する場合は、対象となるか。
- (問 9-15) 「④ MSP (花きの生産総合認証) の取得に向けた取組」について、具体的に示してほしい。
- (問 9-16) 支援対象となる MPS の範囲を具体的に示してほしい。
- (問 9-17) 取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組」について、取組項目②、③、④の有機農業・GAP・MPS の取組について、既に認証を受けている場合は対象になるのか。
- (問 9-18) 本支援を通じて取得した有機 JAS 認証や GAP 認証、MPS について、認証継続の要件等はあるか。また、認証が取得できなかった場合、交付金は返還となるのか。

#### 【10 事業内容：要綱第 4 の 2 の (3) の取組 (厳選出荷)】

(問 10-1) 厳選出荷の支援とはどのような取組を言うのか。また、その要件は何か。

(問 10-2) どのような品目が厳選出荷の対象となるのか。

~~(問 10-3) 問 10-2 に記載の品目以外は対象とならないのか。~~

~~(問 10-4) 厳選出荷の対象品目として追加するのに必要な客観的なデータや具体例とは何か。~~

~~(問 10-5) 厳選出荷の支援では、追加の対象品目として野菜・果樹の露地栽培も対象となるか。~~

(問 10-6) 厳選出荷の支援は、いつからいつまでの取組が対象となるのか。

(問 10-7) 厳選出荷の支援は、生産者個々が行った場合でも対象となるのか。

(問 10-8) 厳選出荷の取組の対象となる作業従事者とは、どのような者か。

(問 10－9) 作業従事者が厳選出荷の取組を実施する 1 日当たりの作業従事時間の下限はあるのか。

(問 10－10) 1 人の作業従事者が、同日に複数の厳選出荷の取組を実施する場合、作業従事者数・日数はどのように計算するのか。

(問 10－11) 厳選出荷の取組を行ったことの確認は、どのようにするのか。

### 【11 成果目標について】

(問 11－1) 成果目標は、次期作に取り組む農業者ごとに定めるのか。

(問 11－2) 成果目標は、対象品目ごとに設定するのか。

(問 11－3) 地域で設定した成果目標を達成できない場合、交付金の返還等があるのか。

### 【12 その他】

(問 12－1) 茶の取組について、茶工場及び当該系列生葉農家のどちらから申請すればよいか。

(問 12－2) 本交付金（推進事務費を除く）の税務上の取扱いはどうなるのか。

## 【1 総論】

問1-1 本事業の趣旨は何か。

(答)

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、輸出等の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援を行います。

問1-2 本事業の公募はいつからいつまでか。

(答)

本事業の公募については、農林水産省のHPに掲載します。

第1回目の公募は、令和2年5月20日(水)～6月2日(火)に、推進事務費を必要とする事業実施主体を対象に実施したところです。

第2回目以降の公募では、事業実施主体の募集と合わせて取組実施者(農業者)からの申請も募集しますので、各事業実施主体は農業者の申請を取りまとめた事業実施計画書を作成し、応募してください。

また、第2回目以降の公募の予定は以下のとおり、複数回にわたって実施することにしていきます。公募情報は農林水産省HPに掲載しますので、ご確認願います。

第2回目公募：令和2年6月30日(火)～7月31日(金)

第1次締切：7月13日(月)

第2次締切：7月31日(金)

第3回目以降：随時

農林水産省HPアドレス

[https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515\\_1.html](https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515_1.html)

※「高収益作物次期作支援交付金の運用見直し関係Q & A」に別途記載。

## 【2 事業実施主体】

問2-1 本事業における事業実施主体の役割は何か。

(答)

本事業の事業実施主体は、次期作において本事業の取組を実施した農業者に対し、国から交付された交付金を交付するほか、本事業の実施等に必要な事項の農業者への周知や指導、農業者から提出された申請書等の確認や農業者の取組の実施確認、取りまとめ等を行っていただきます。



問2-2 事業実施主体の具体例として、どのようなところが対象となるか。

(答)

協議会、県再生協議会、地域再生協議会、農協連、農協、公社、農業者の組織する団体、特認団体を想定していますが、都道府県、市町村及び関係団体等との連携のもと、本事業に応募する農業者の申請事務等が適切かつ円滑に推進することができるよう、地域の実情に合わせた支援体制の整備をお願いします。特に、農協等に属していない農業者が支援を受けられないことのないよう、事業実施主体の体制についてご配慮願います。

問2-3 協議会は、どのような要件を満たす必要があるか。

(答)

実施要領第2の1に定めたとおり、代表者が定められていること、構成員に農業者団体及び地方公共団体が含まれていること、組織及び運営等についての規定が定められていること等を満たす団体となります。

問2-4 農業者や法人が単独で事業実施主体として申請することは可能か。

(答)

事業実施主体の受益農家は3戸以上であることが要件となっており、個人や法人での申請はできません。

なお、運用見直しに伴う受益農家の要件については、「高収益作物次期作支援交付金の運用見直し関係Q & A」に別途記載。

問2-5 地域の野菜生産協議会や県域の花き生産協議会等が、事業実施主体として取り組むことは可能か。

(答)

本事業は地方公共団体経由の間接補助事業ではなく、(直接)補助事業として実施するものであることから、地域の野菜生産協議会や県域の花き生産協議会等の団体が事業実施主体として取り組むことは可能です。

その場合、必要に応じて規約等の改正や本事業に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会で議決を行ってください。

問2-6 事業実施主体が農業者からの申請を取りまとめるのに必要な事務費に対する支援はあるのか。

(答)

高収益作物次期作支援推進事務により、事業実施主体が実施する申請書類の確認、取りまとめ、事業実績の確認、交付金の配布等に係る業務に対して支援します。

なお、推進事務費の配分は、取組実施者への交付額の合計の2%までの額を基本と考えています。

※「高収益作物次期作支援交付金の運用見直し関係Q & A」に別途記載。

問2-7 県協議会が事業実施主体になった場合に、地域協議会で事務費を活用できるのか。

(答)

本事業の実施に当たり必要と認められる場合には、事務の一部を委託することができます。

### 【3 支援対象品目】

問3-1 本事業の支援対象品目は何か。

(答)

本事業は新型コロナウイルス感染症の影響のあった品目を影響のあった期間に出荷していた農業者を対象に、これら農業者が行う次期作及び厳選出荷の取組に対して支援します。

影響のあった品目とその期間は、以下の(1)及び(2)の基準と新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、公募ごとに生産局長が支援対象品目として示すこととしています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生以降、以下のいずれかを満たす品目

- ア 卸売市場での売上げが前年同月比2割以上減少
- イ 観光農園の来園者数が前年同月比2割以上減少
- ウ 輸出額が前年同月比1割以上減少

(2) 令和2年2月以降に出荷実績のある品目

なお、支援対象品目については、農林水産省のHPで確認してください。

農林水産省HPアドレス

[https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515\\_1.html](https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515_1.html)

具体的な支援対象品目は、別添のとおり。

問3-2 野菜・花き・果樹・茶以外の高収益作物は支援対象外か。

(答)

野菜・花き・果樹・茶以外の高収益作物は、都道府県知事の申請により地域特認品目として追加が可能です。

地域特認品目の考え方は、以下のとおりです。

野菜・花き・果樹・茶以外の高収益作物としては、薬用作物等の地域特産作物を想定しており、都道府県知事からの協議に基づき生産局長が必要性を認めた場合に追加することができます。

都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症による影響で、以下のいずれかを満たす品目であることを整理して申請することとなりますが、その期日については別途通知

することとしています。

~~ア 卸売市場等での売上げが前年同月比2割以上減少(※)~~

~~イ 観光農園の来園者数が前年同月比2割以上減少~~

~~ウ 輸出額が前年同月比1割以上減少~~

~~※ 卸売市場の流通がない品目については、その他の客観的なデータにより、売上げが前年同月比2割以上減少していること~~

問3-3 本事業の地域特認品目として認められる品目には、どのようなものがあるか。  
また、支援対象外となる品目はどのようなものか。

(答)

実施要領第1の4の協議により追加できる地域特認品目は、薬用作物等の地域特産作物です。

具体的には、い(いぐさ)、葉たばこ、ホップ、こんにゃく、薬用作物(とうき、薬用ニンジン、はとむぎ等)、香料作物(ラベンダー、はっか等)、油糧作物(ごま、えごま等)、繊維作物(わた等)等が該当します。

なお、米、麦類、豆類(枝豆等の未成熟のものを除く)、でん粉原料用ばれいしょ・かんしょ、そば、てんさい、さとうきび及びなたね等の土地利用型作物や、野菜として位置付けられないでん粉原料用ばれいしょ及び焼酎用かんしょ等は、本事業の支援対象外の品目となります。

問3-4 果樹や茶の「次期作」とは、生産のどの段階からを対象とするのか。

(答)

果樹や茶等の永年生作物の次期作とは、原則として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた出荷期間から次の収穫(出荷)(茶にあっては翌年一番茶の収穫(出荷))までの間であり、当該次期作への取組に対し支援します。

なお、事業実施期間は令和3年3月31日までであり、それまでの取組が支援対象となりますので注意願います。

問3-5 次期作で取り組む高収益作物については、前作と同じ品目でないといけないのか。

(答)

高収益作物であれば、次期作は前作と違う品目でも構いません(支援対象面積の考え方は問5-9参照)。

問3-6 本交付金の要件を満たす高収益作物の花きには、植木や盆栽は含まれるのか。

(答)

事業の対象となる花きには、切り花、球根類、鉢もの類(盆栽を含む)、花壇用苗もの類、花木(植木を含む)、芝、地被植物類等が含まれます。

ただし、「山林・原野から採取する花木等」は本交付金の対象ではありませんので、注意してください。

問3-7 きのこと、山菜類の取り扱い、どのようになるか。

(答)

きのこと山菜類については、農業者が肥培管理を行って栽培されるものは、農業者の経営に欠かせないものとなっていることから、本事業では高収益作物の野菜に類するものとして取り扱います。ただし、山採りしたものは対象外です。

なお、山菜類としては、たけのこ、わさび、わらび、ぜんまい、たらのめ、ふきのとう等が含まれます。

問3-8 つまもの扱いは、どのようになるか。

(答)

「いわゆるつまもの」のうち、ほ場において肥培管理を行って栽培される食用のものは野菜、非食用のものは花きとなり、本交付金の次期作支援の対象となります。

ただし、「山林・原野から採取する切り葉等」は本交付金の対象ではありませんので、注意してください。

問3-9 種子・種苗・苗木は、本交付金の支援対象か。

(答)

高収益作物である野菜・花き・果樹・茶等の栽培に要する種子・球根・種苗・苗木を生産している農業者が行う次期作の取組は、支援の対象となります。

ただし、でん粉原料用の種ばれいしょやもやし原料（大豆、緑豆等）用の種子栽培等は、本事業の支援対象にはなりません。

#### 【4 支援対象者の要件】

問4-1 支援対象者の要件は何か。

(答)

支援対象者（取組実施者＝農業者）の要件は以下を満たす者です。

- (1) 公募要領において支援対象品目となった高収益作物（~~第1回公募では、野菜、花き、果樹、茶~~）について、公募要領の示す期間（~~第1回公募では、令和2年2月～4月~~）の出荷実績があるか、又は廃棄等により出荷できなかった農業者
- (2) 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している、又は今後、加入を検討する農業者

問4-2 要件となっている出荷実績等の確認は、どのようにすればよいのか。

(答)

本事業の取組を実施する取組実施者（農業者）は、取組計画書の提出の際に、事業実施主体に出荷実績を確認できる領収書、納品書等の資料を提出することとなります。なお、その際、出荷実績分のすべての資料を提出する必要はありません。出荷実績の有無

を判断できる一部資料で構いません。

また、廃棄等により出荷できなかった場合は、前年産の出荷実績及び今年産の廃棄の理由を簡潔に記載した書面を提出してください。

なお、観光農園などで出荷実績を確認する資料がない場合は、公募要領が示す対象期間に、観光農園を開園していたことが確認できる資料等を提出してください。

ただし、複合経営の場合は、野菜・花きを1つのグループ、果樹、茶はそれぞれごとに1つのグループとして扱いますので、それぞれのグループごとに出荷実績の提出が必要です（問5－9参照）。

問4－3 新たに学校給食用として野菜生産を開始し、2月以降に出荷を予定していたが、出荷先から出荷を断られ、前年産も含めて出荷実績がないが支援対象となるのか。

（答）

出荷実績が確認できない場合は、前年産の実績等で判断することとしていますが、このようなケースの場合は、出荷を予定していた実需者との間で出荷を予定していたことが確認できる書類を用意してください。

問4－4 出荷実績の考え方について、収穫後、自社の低温倉庫等に保管し、対象期間に出荷した場合は対象となると考えるが、農協等に出荷し、農協等の低温倉庫等で保管され対象期間中に出荷されたものは、生産者が特定されれば対象となるか。

（答）

対象期間外に生産者が農協等に販売し、所有権が農協等となっている場合は対象外となります。一方で、生産者の所有する農産物として対象期間に出荷されている場合は交付要件を満たすこととなります。この場合、農協等において「生産者の所有する農産物として対象期間に出荷していること」を証明する必要があります。

問4－5 水田において高収益作物として加工用キャベツ等に取り組む集落営農組織が増加しているが、こうした組織も事業の対象となるか。

（答）

米・麦・大豆等の土地利用型作物は支援対象品目ではありませんが、加工用キャベツ等の高収益作物を生産・出荷する場合は支援対象となります。

問4－6 少量多品目栽培を行い、野菜セットとして消費者に販売している場合、品目を特定することは難しいが、支援の対象とすることは可能か。

（答）

野菜を生産し、その野菜を使って「野菜セット」として販売しているのであれば、支援の対象となります。

問4-7 収入保険、農業共済以外のセーフティネットは、どのような制度が対象になるのか。

(答)

収入保険及び農業共済に加えて、野菜価格安定制度、**いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業**も対象となります。

問4-8 「今後、セーフティネットに加入する意向がある。」とした農業者がセーフティネットに加入しなかった場合、交付金を返還する必要があるか。

(答)

取組計画書において、「収入保険等セーフティネットへの加入を検討している、又は、今後、加入を検討する。」にチェックを入れた農業者は、ご自身の経営環境等を勘案し、セーフティネットへの加入を前向きに検討していただく必要があります。ただし、事業終了後、直ちに加入を義務付けるものではありませんので、未加入による交付金の返還は求めません。

なお、本事業の取組実施者の情報は共済組合に提供しますので、共済組合から収入保険等の内容の説明をさせていただく場合があります。

問4-9 新型コロナウイルスの影響による価格下落等により保険金が支払われる収入保険加入者であっても、支援対象となるのか。

(答)

本交付金は、収入減少の補てんではなく、次期作に取り組むために必要となる掛かり増し経費の1/2相当を定額で支援するものです。このため、収入保険に加入し、価格下落等により保険金が支払われる農業者であっても対象となります。

問4-10 同一の取組を行う他の事業とは、二重補助にならないのか。

(答)

—本交付金をはじめ、国の補助事業については全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは二重補助として禁止されています。

—本交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少するなどの影響を受けた野菜・果樹・花き・茶等の高収益作物を対象として、次期作における資材や機械の導入等の生産活動等に係る掛かり増し経費を支援するものです。

—このため、これらの生産活動等に係る掛かり増し経費を補助対象経費として特定している他の補助金等（経営継続補助金や環境保全型農業直接支払交付金（5万円、80万円、25万円/10アールの取組の場合）、水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金等）の支援を受けている又は受ける予定がある場合には、本交付金を交付できないことがありますので、個別に相談してください。

—なお、持続化給付金については、給付措置であり補助金ではないことから、本交付金と併せて申請いただくことは差し支えありません。

※「高収益作物次期作支援交付金の運用見直し関係Q & A」に別途記載。

問4-11 茶・薬用事業で、新植・改植の未収益支援や有機転換、棚栽培施設転換、直接被覆栽培への転換等の支援を受けている場合、本交付金の対象となるのか。

(答)

次期作支援の取組内容と重複する取組を茶・薬用事業で取り組む場合、当該面積（又は人・日）は対象となりません。

ただし、次期作支援の取組内容が、茶・薬用事業の取組内容と異なる場合は対象となります。例えば、改植・新植支援を受けている又は受ける予定のほ場にあつては、要綱第4の2の（1）関係の取組項目③「品目・品種等の導入」以外の取組項目を選択してください。

また、未収益期間支援は、茶・薬用事業では改植・新植・台切り・棚がけ被覆転換後における通常の幼木等の管理経費を支援しており、一方、本交付金は、次期作に前向きに取り組んでいただくための経費を支援するものであり、支援内容が異なるため対象となります。

問4-12 果樹農業生産力増強総合対策（果樹経営支援等対策事業）で、新植・改植の支援や未収益支援を受けている場合、本交付金の支援の対象となるのか。

(答)

果樹経営支援対策事業で新植・改植の支援を受けている（又は今年度受ける予定の）園地においては、要綱第4の2の（1）関係の取組項目③「品目・品種の導入」以外の取組項目を選択してください。

なお、果樹未収益期間支援事業は、改植・新植後における通常の幼木の管理経費を支援するものであり、本交付金については、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組んでいただくための経費を支援するものです。このように、支援内容が異なることから、果樹未収益期間支援事業の取組園地についても、本交付金の申請の対象となります。

## 【5 事業内容：総論】

問5-1 次期作の具体的な定義は何か。また、複数回作付けする品目はそれぞれカウントできるのか。

(答)

原則として、支援対象品目（前作）の収穫後の次期作として行う「播種・定植」前の準備作業から「収穫・調製」までの間の取組であり、同一ほ場での支援は1回限りとしています。

なお、必ずしも支援対象品目（前作）の直後の作付けに限定するものではありません。

また、果樹や茶等の次期作の考え方については、原則として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた出荷期間から次の収穫（出荷）（茶にあつては翌年一番茶の収穫（出荷））までの間を想定していますが、令和2年度末までの取組が支援対象となります。

問5-2 野菜を2月～3月に出荷した場合の「次期作」とは、令和3年2月～3月の出荷に向けた次期作に限定されるのか。

(答)

本交付金では、国内外の新たな需要等に対応するために行う前向きな取組を支援することとしています。このため、必ず前作と同時期の同作型に限定するものではありません。需要の動向に応じて、次期作で何を作付けるのか判断願います。

問5-3 交付対象面積は、耕地面積で算定するのか、取組を行った面積で算定するのか。

(答)

交付対象面積は、農地台帳や共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組を行った面積で算定します。

したがって、例えば、ほ場において交付対象となる取組を全体の1/2で行った場合は、交付対象面積はほ場面積の1/2となりますが、ほ場の全面積で取組を行った場合は、耕地面積で算定していただいて差し支えありません。

ただし、中山間地域でほ場に占める法面の割合が相当程度大きい場合や、作業場等、生産に要しない面積がある場合は、その面積を除いて算定します。

また、施設園芸の面積は、ハウスの設置面積のうち、「選別・調整等の作業スペース」や「生産に要しない面積（貯蔵・事務・休憩等の直接栽培に関係のないスペース）」等は除いてください（栽培管理に必要な作業通路は含みます。）。

問5-4 植物工場等の取組面積は、栽培棚の段数を加味していいのか。

(答)

植物工場等の交付対象面積は、作業スペースや生産に要しない面積等を除いた栽培面積（栽培管理に必要な作業通路は含みます。）で、多段栽培の場合は使用している栽培棚の面積を合計して算出してください。

なお、予備として設置している通常使用していない栽培棚は、支援の対象とはなりません。

問5-5 作付面積が10アールに満たない場合の支援単価はどうなるのか。

(答)

5万円/10aにおいては、1アール単位で算定し、合計面積に1アール未満の端数があるときは切り捨てとなります。

一方で、80万円/10a、25万円/10aにおいては、0.1アール単位で算定し、合計面積に0.1アール未満の端数があるときには切り捨てにより算定するものとします。

問5-6 ほ場の地目による支援の可否はあるか。

(答)

原則として、農地である必要はありますが、畑地・水田・山林・原野・雑種地等の地目は問いません。



問5-7 盆栽における取組では、何をもちて交付対象面積とするのか。

(答)

盆栽の鉢が適当な間隔で設置されている面積が、本交付金の交付対象面積となります。

なお、作業通路等については、通常の栽培管理に対して必要以上に広く間隔を設けている場合は、栽培管理に不要な面積は除外して交付対象面積を算出ください。

問5-8 野菜や花き等で、山上げで一時的に場所を移して作物を栽培する場合や、育苗ほ場で苗を育苗した後、本ほ場へ移植して栽培する場合、交付対象面積の算定はどのように行うのか。

(答)

本交付金の交付は、次期作に向けた前向きな取組を行った農地の面積を対象に行うこととなることから、平場と山上げ先、育苗ほ場と本ほ場それぞれが取組の要件を満たせば、両ほ場の取組面積が対象となります。

なお、

- ・株や鉢の植栽密度が通常に比べて必要以上に疎である場合
- ・普段使っていないスペースを合理的な理由なく交付対象面積に算入している場合など、不適切な栽培を行っている場合は、交付金の対象とならないだけでなく、虚偽の申請として交付金返還等の対象となる場合がありますので、注意が必要です（問6-8参照）。

問5-9 複合経営の場合の支援対象品目や支援対象面積等の考え方は、どのようになるか。

(答)

次期作支援については、出荷実績のある高収益作物と同じ高収益作物の経営面積のみを支援対象とすることが基本ですが、野菜・花きについては作物間において次期作の選択の自由度が高いことから1つのグループとして扱うこととし、対象期間にいずれかの出荷実績があれば両方の高収益作物の経営面積を支援対象とします。

例えば、野菜・果樹の複合経営の農業者で、野菜の出荷実績があり、果樹の出荷実績のない農業者は、次期作の野菜分の経営面積のみが支援対象となります。同様に果樹の出荷実績があり、野菜の出荷実績がない場合は、次期作の果樹分の経営面積のみが支援対象となります。

一方、野菜・花きの複合経営の農業者で、野菜のみの出荷実績がある場合、又は花きのみの出荷実績がある場合のいずれにおいても、野菜・花きの次期作の経営面積の合計が支援対象となります。

複合経営で支援対象となる面積	複合経営のうち出荷実績のある高収益作物		
	野菜・花き	果樹	茶
野菜・花きの経営面積	対象	対象外	対象外
果樹の経営面積	対象外	対象	対象外

茶の経営面積	対象外	対象外	対象
--------	-----	-----	----

※地域特認品目は、対象となった地域において、対象期間に出荷した品目のみが支援対象となります。

問5-10 交付対象面積の確定にあたって収集する公的な資料とは、具体的に何か。

(答)

取組実施者の耕地面積を証明できる公的な資料を指します。

具体的には、農地台帳や耕作証明書<sup>(※)</sup>、共済細目書、経営所得安定対策の交付申請手続き等に用いる水稻生産実施計画書兼営農計画書のほか、これらに準ずる、過去に行政が補助金等の支払いを行う際の証明となった、取組実施者の耕作面積が確認できる資料となります。

なお、植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書により面積が適切に確認できる場合には、これら資料をご用意ください(地目が山林等の場合は問5-11参照)。

(※)耕作証明書は筆ごとの内訳がないため、筆一覧票も併せてご用意ください。

問5-11 原木しいたけやたけのこ等を栽培しており、地目が山林等で農地台帳に記載されていないが、どのように公的資料を用意したらよいか。

(答)

次期作の栽培面積を公的な資料により適切に確認できない場合、栽培箇所の位置図や現況写真等、栽培面積を客観的に証明できる資料をご用意ください。併せて、事業実施主体が交付対象面積の妥当性を確認するため、ほだ木や親竹の本数又は、しいたけやたけのこの年間生産量が証明できる資料をご用意ください。これらの資料等を照合し、交付対象面積の妥当性が確認できない場合には、事業実施主体が交付対象面積を現地で確認することとします。

問5-12 耕作をしているが、権利設定の変更が適切に行えておらず、公的資料では耕作をしていることを証明できないが、どうしたらよいか。

(答)

本交付金の交付に際しては、対象となる農業者が適切な権利設定を受けていることが必要です。

ついては、適切な権利設定ができていない場合は、地域の農業委員会等に相談いただき、正しく権利設定を行った上で、公的資料の用意をお願いします。

問5-13 農地の賃貸借や利用権設定については、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構の推進に関する法律に基づく場合があるが、いずれの法律に基づく場合でも問題ないか。

(答)

現況と相違なく耕作者や耕作面積等の登録がされていれば、いずれの法律に基づく場合でも差し支えありません。

問5-14 特定農作業受委託契約をしている場合、本交付金は対象になるか。交付金を受けられるのは、受託者と委託者のどちらになるか。また、どのように申請をすればよいか。

(答)

特定農作業受委託契約を結んでいる場合でも、本交付金の対象となります。交付金を受けられるのは、作業を受託した耕作者です。

申請する際には、特定農作業受委託が行われているほ場や面積を確認するため、地権者と受託者との間で契約した特定農作業受委託契約書と、契約に基づき耕作するほ場に関する公的資料（問5-10参照）をご用意ください。紛失した場合や正しく契約書を交わしていない場合は、地権者と受託者との間で改めて契約書を作成してください。

問5-15 特定農作業受委託とは、どのような契約か。

(答)

特定農作業受委託とは、一般的に

- ① 受託者が、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと
- ② 受託者が生産した農産物を受託者の名義で販売すること
- ③ その販売による収入の程度に応じ、その収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

を内容とした契約を指します。

なお、①の基幹的な作業とは、「耕起・整地」、「播種」又はこれらに準ずる農作業等を指します。

また、より経営の安定が図られるよう、1年以上の受委託契約を結ぶ場合等は、将来的には権利設定への移行を検討してください。

問5-16 耕作をしていない地権者が、本交付金を申請することは可能か。

(答)

本交付金は、耕作者に対する取組への支援のため、耕作をしておらず、かつ販売権を持たない地権者は申請できません。

問5-17 以前から耕作をしているが、その土地の所有者が分からないため利用権設定ができていないが、どうしたらよいか。

(答)

その土地が適切に相続されている場合は、相続者を確認の上、特定農作業受委託契約を結んでいただくことで、本交付金の対象となります。

所有者が不明である場合には、地域の農業委員会等にご相談いただき、農地中間管理機構（農地バンク）を通じた所有者不明農地の利活用のための手続きを進めてください。

## 【6 事業内容：申請手続き、実績確認方法等】

問6-1 農業者への具体的な支払手順やスケジュールはどのようになるか。

(答)

事業実施主体である協議会等が、農業者（取組実施者）の作成した取組計画書を取りまとめ、地方農政局長等に事業実施計画の承認申請や交付申請の手続きを行います。

事業実施主体は、取組実施者が取組を実施したことを取組実績報告書等により確認し取りまとめ、地方農政局長等に事業実績報告書の提出とともに交付金を請求します。

事業実施主体は、交付された交付金を速やかに農業者（取組実施者）に支払っていただきます。

なお、事業実施主体は、必要に応じて地方農政局長等に対して概算払の請求をすることができます。

また、事業実施主体は、早期執行の観点から、必要に応じて取組実施者に対して概算払を行うことができます。

問6-2 第1回目の事業実施主体の公募後、いつ事務費が支払われるのか。今後の事務手続きやスケジュールはどのようになるか。

(答)

第1回目の公募は事務費が必要な事業実施主体のみを対象に、6月2日に公募を締め切っています。今後、地方農政局等において事業実施計画の承認、割当内示、交付申請書の提出の通知を行い、地方農政局等からの交付決定後、概算払が可能となります。

問6-3 第1回目の公募に応募した事業実施主体等、今後、管内農業者の申請状況に応じて、複数回の公募に応募することが考えられるが、次回以降の手続きはどのようにすればよいのか。

(答)

第1回目の公募に申請した事業実施主体は、第2回目の公募以降の取組実施者（農業者）の追加を内容とする申請について、公募期間中に変更した事業実施計画（重要な変更）の提出をお願いします。その他の変更の場合は、地方農政局等にお問い合わせください。

問6-4 取組実施者の取組の実績確認はどのように行うのか。証拠書類等を提出させる必要はあるのか。

(答)

実績確認は、原則、事業実施主体が行うこととしています。事業実施主体は、取組実施者が提出する取組実績報告書や証拠書類等により確認を行ってください。

ただし、証拠書類等により確認できない場合は、必要に応じて現地調査を行ってください。

また、80万円/10aの支援では、「品目・品種等の導入」の取組を必須していることから、現地にて「地域の標準的な植栽」が行われているかを確認していただく必要があ

ります。その際は、交付対象面積である作付面積が妥当かどうかや、取組内容が適切に実施されているかなども、併せて確認をお願いします。

なお、事業実施期間中又は事業実施後に地方農政局等が取組実施者の実施状況の報告を求めることや、立入調査を実施する場合があります。

問6-5 大規模法人のようにほ場が複数の農政局にまたがる場合は、どのように提出したらよいのか。

(答)

原則として、ほ場ごとに、各ほ場が属する地域の事業実施主体が申請書を受け付け、その事業実施主体が属する地域を管轄する地方農政局等に申請してください。

しかしながら、例えば、大規模法人の本社が所在する地域の事業実施主体が、その他の地域にあるほ場についても現地確認や指導等が可能な場合には、これらをまとめて地方農政局等へ申請することができるものとします。

なお、この場合、重複申請を回避するために、事業実施主体は取組実施者が他に申請を行っていないことを確認するとともに、申請を受けた地方農政局等は、管轄する地域以外のほ場についての申請状況について、その地域を所管する地方農政局等へ情報提供を行う必要があります。

問6-6 いつからの取組が支援対象となるのか。

(答)

次期作の支援（5万円/10a、80万円/10a、25万円/10a、2万円/10a）は、令和2年4月30日以降の取組が支援の対象となります。

厳選出荷の支援は、新型コロナウイルス感染症による影響が生じたものとして、令和2年2月1日以降の取組が支援の対象となります。なお、第2回公募では、2月から4月末まで実施した取組（産地の取り決め等に基づいて行う一連の取組が終了したもの（5月以降は申請しないもの））を対象としています。5月以降も厳選出荷の取組を実施しているものについては、5月以降の各月において、該当の品目が支援の対象となるかどうかを第3回以降の公募で確認の上、一連の取組が終了したものを申請してください。

なお、取組を実施したことが確認できる証拠書類等が保存されている必要があります。

問6-7 取組実施者が作成する取組実績報告書は、次期作の収穫・出荷の完了後に提出しなければいけないのか。

(答)

取組実績報告書は、取組計画書に基づく取組項目の実施後（※）に提出できますので、次期作の収穫・出荷等の完了前に提出いただくことが可能です。

取組実施者（農業者）は、自身が取り組む取組項目の実施後（※）、速やかに取組実績報告書に関係書類を添付して、事業実施主体に提出してください。

※：当該取組が次期作の作付け前である場合は、次期作の作付け後を基本とします。

問 6-8 交付金の交付後、取組実施者（農業者）が取組を行っていなかったことが判明した場合や、間違っって過大に申請してしまったことが判明した場合、どのようにすればよいのか。

（答）

取組を実施していないなど、明らかに交付要件を満たさないことが確認された場合は、交付された交付金のうち要件を満たさないことが確認された面積に相当する額を返還していただきます。

また、取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていない場合や、次期作となる品目について適切な作付け、肥培管理・収穫等が行われておらず、正当な理由がなく出荷・販売が行われていないなど事業の趣旨にそぐわない場合も、交付金の全部又は一部の返還をしていただいたり、交付がされないことがあります。

なお、面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還（交付決定時点に遡って、年 10.95%の加算金を付加）していただくとともに、必要に応じて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 29 条の規定等に基づき、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等の刑罰の対象になりますので、厳にこのような事態が発生することのなきよう適正な執行をお願いします。

問 6-9 中山間地域等とは具体的にどこか。

（答）

中山間地域等とは、地域振興 11 法の指定地域、農林統計で分類されている中間農業地域及び山間農業地域です。

問 6-10 都道府県や市町村の予算措置は必要なのか。

（答）

都道府県や市町村を経由する事業ではないので、予算措置の必要はありません。

**【7 事業内容：要綱第 4 の 2（1）の取組（次期作支援のうち 5 万円/10 a）】**

問 7-1 PR 版の次期作支援のうち 5 万円/10 a の取組とは、どのような支援か。

（答）

要綱第 4 の 2（1）において、以下の取組類型から一定の取組を実施する取組実施者（農業者）に対し 5 万円/10 a、条件不利地域である中山間地域等は 5.5 万円/10 a を交付するものです。

[取組類型]

ア 生産・流通コストの削減に資する取組

イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組

- ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定の取組

問7-2 次期作支援のうち5万円/10aの取組とはどのようなものか。

(答)

次期作支援のうち5万円/10aは、5つの取組類型を①～⑧の取組項目に細分化しており、同一ほ場において2つの取組項目を実施する面積を交付対象とすることを基本としています。

なお、交付対象となる面積の考え方は、要領別紙1の別表1に記載しているとおりにありますが、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、各取組項目の「導入面積の考え方」により算定した面積が支援対象となります。

問7-3 取組項目について、具体的にどのような取組を行えばよいか。具体的にどのような取組を行えばよいか。

(答)

取組項目ごとに、取組内容を例示した「高収益作物次期作支援交付金の取組例」を作成しています。本取組例を参照にして、地域においてどの取組内容を実施するかご検討ください（次期作支援のうち高集約型品目（80万円/10a、25万円/10a）においても同様です。）。

問7-4 事業継続計画とはどのようなものか。

(答)

農業者や集出荷施設等の従業員の方々は、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っていただいています。

一般的に事業継続計画（BCP）とは、自然災害や感染症等の緊急事態が発生し、企業等が重大な被害を受けた際にも、特定された重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても目標復旧時間内に復旧させるための計画です。

本事業においても、事業継続計画の策定は非常に重要であると位置付け「事業継続計画の策定の取組」を取組類型の一つとしています。

事業継続計画については、「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の中において示されている「農業者における業務の継続」、「農業団体等における業務の継続」について検討・構築が行われることなどを想定しています。

なお、農協の生産部会等が、農業者の業務継続の取組を踏まえた事業継続計画を策定する場合にあっては、所属する生産部会員の取組として支援対象とします。

問7-5 次期作支援のうち5万円/10aの取組について、新たな取組でなければ該当しないのか。

(答)

本事業は、取組実施者がこれまで導入や取組を行ってこなかった、新たな取組を次期作に対して行う場合に支援することを基本としています。但し、種子・種苗、肥料・農薬等の導入や栽培暦等の営農指導に基づく土壌改良資材の施用、労働安全確認事項の徹底等、産地等として戦略的に推進することで効果が発揮される取組等については、必ずしも取組実施者（農業者）が新たな取組を実施する必要はありません（次期作支援のうち高集約型品目（80万円/10a、25万円/10a）においても同様です。）。

問7-6 農業資材の購入や品種の作付けが要領の制定日である4月30日以前の場合、取組対象としてよいか。

(答)

本事業の事業開始は令和2年4月30日となっており、同日から令和3年3月31日までの取組が事業の対象となります。

なお、生産者が既に保有する資材等を活用して取組を実施する場合は、作業日誌等により取組の実施が確認できるよう保存しておいてください（次期作支援のうち高集約型品目（80万円/10a、25万円/10a）においても同様です。）。

問7-7 出荷期間（2月～4月）以前に収穫し、加工・保存して当該期間に出荷（販売）した場合は事業対象になるのか。

(答)

自ら生産した農産物を貯蔵・加工し、本年2～4月に出荷・販売した生産者が行う次期作の取組については、本事業の支援対象となります。

ただし、収穫物を事前に加工業者に売り渡し、加工業者により当該期間に販売された場合については、その原材料の生産者の次期作の取組は支援対象とはなりません（次期作支援のうち高集約型品目（80万円/10a、25万円/10a）においても同様です。）。

## 【8 事業内容：要綱第4の2（1）のただし書き関係（次期作支援のうち高集約型品目）】

問8-1 80万円/10a、25万円/10aの対象となる品目は何か。それ以外の品目は該当しないのか。

(答)

現時点の対象品目は、別添をご確認ください。

80万円/10a、25万円/10aの対象品目については、「新型コロナウイルス感染症の影響により卸売市場での売上減少等の影響を受けた品目」であり、かつ、「施設園芸で経営費が他の品目に比べて著しく高い品目」という考え方の下に、対象を整理しています。

現時点では、2月～4月の全国の経営実態を踏まえ、

① 80万円/10a：施設栽培の花き、大葉及びわさび



② 25万円/10a：施設栽培のマango、おうとう及びぶどう  
としています。

なお、施設栽培は「いわゆる雨よけハウス」は除きます。

また、上記以外の品目についても、都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要があると認めた場合には、高集約型品目（例えば、温室メロン、つまもの（菊花、穂紫蘇、山椒の芽等））として追加することができる措置を設けています。

なお、高集約型品目の判断要素は、

- ・卸売市場での売上げが前年同月比で2割以上減少
- ・年間の単位面積当たりの経営費が著しく高い

等としており、これらデータを提出いただき判断することとしています。

都道府県知事は、これら判断要素を踏まえ申請していただくこととなりますが、その期日については別途通知することとしています。

問8-2 具体的にどのような施設で栽培された品目が対象になるのか。

(答)

加温装置（空調装置）又はかん水装置のある施設で栽培された品目が対象となります。他方、地域においては、地域性や栽培上の特性から、その他の装置を設置し、単位面積当たりの経営費が著しく高い経営をしている品目もあり得ると考えます。

こうした装置については、都道府県知事による品目の追加申請の際に、当該品目の生産に必要な装置である旨（必要な理由等）を添えて提出願います。

問8-3 80万円/10a、25万円/10aの対象となる施設の加温装置（空調装置）、かん水装置とはどのような装置か。

(答)

原則として、加温・空調・かん水を行うための専用の設備として、施設に固定して備わっていることが必要です。

例えば、かん水装置は、施設内外のかん水専用の配水口から配水管又は配水チューブの全部又は一部が固定された形で設置されている必要があり、多様な使い道を目的に設置された水道の蛇口に、散水の度にホースをつなぐようなものは対象とはなりません。

同様に、加温装置は施設に備え付けてあるボイラーやヒートポンプ等、空調装置は施設に組み込まれている換気扇や循環扇等であり、一時的に置くようなポータブルタイプの暖房機や扇風機は対象とはなりません。

判断に迷う場合は、個別にお問い合わせください。

○ 対象となる加温装置（空調装置）、かん水装置の例

加温装置（空調装置）	かん水装置
・ 暖房用ボイラー	・ スプリンクラー
・ ヒートポンプ（暖房用・冷房用）	・ 点滴かん水装置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温水（地下水）暖房装置</li> <li>・ 細霧散水装置</li> <li>・ 換気扇、循環扇（つり下げ、ネジ止め等により施設に固定されているもの）</li> </ul> <p>（注）一時的にポータブルタイプの暖房機や扇風機を置くような場合は、対象外。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かん水チューブ</li> <li>・ 底面給水装置</li> <li>・ 施設内に固定された配水管・配水チューブ</li> </ul> <p>（注）水道の蛇口に散水ごとにホースをつなぐような場合は、対象外。</p>
--	--

問 8-4 80 万円/10 a 及び 25 万円/10 a の取組では、加温装置（空調装置）又はかん水装置を有するものであれば、平張りの施設も支援の対象となるか。

（答）

スプリンクラーやチューブかん水の装置を有する平張施設は、支援対象となります。

問 8-5 80 万円/10a、25 万円/10a の対象となる施設の加温装置（空調装置）又はかん水装置の要件は、いつまでに満たしていなければならないのか。

（答）

取組実施者が事業実施主体に対し実績報告書を提出するまでに、加温装置、空調装置又はかん水装置が設置されていれば、要件を満たすこととなります。

問 8-6 前作で施設花きを生産し次期作でいちごを生産した場合、支援単価はどうなるのか。

（答）

本交付金は、前作での収入減少を補てんするものではなく、次期作で前向きな取組を行う際に必要となる掛増し経費を支援するものであることから、いちごの生産を踏まえた単価による支援となります。

逆に、前作で施設いちごを生産し、次期作で施設花きを生産した場合は、施設花きの生産を踏まえた単価による支援となります。

問 8-7 80 万円/10 a の支援に取り組む場合、「品目・品種等の導入」の取組が必須となるが、アルストロメリア等の宿根性花きやバラ等の永年性花きで、数年にかけて種苗を更新するような場合は、交付対象面積はどのようになるか。

（答）

原則として、本支援では「品目・品種等の導入」の取組が必須のため、種子・種苗の購入等（自ら種子・種苗を生産する場合を含む。）が必要となります。

なお、宿根性や永年性の花きについては、次期作に向け、数年にかけて種子・種苗の更新を行うことが明らかであることから、農業者の経営を考慮し、今年度、適切な作付面積で「品目・品種等の導入」に取り組むことを前提に、全ての作付面積が交付対象面積となります。

問8-8 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加するために必要な客観的なデータや具体例とは何か。

(答)

運用改善で新たに設定した施設園芸用の単価は、これら対象品目の経営費が露地栽培に比べ著しく高いことを踏まえ、露地野菜等に対する5万円/10aの支援水準と同等になるよう設けたところです。

こうしたことを踏まえ、新たに品目を追加する場合には、80万円/10aの対象とする場合は10a当たりの経営費が600万円程度、25万円/10aの場合は300万円程度を上回ることを目安に、新型コロナウイルス感染症の影響と合わせて判断する考えです。

そのため、こうした判断に必要な都道府県の統計等、客観的なデータや具体的な事例をご用意いたします。

なお、判断に迷う場合は個別にご相談ください。

問8-9 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加する場合、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少したことの判断基準について、目安は何か。

(答)

卸売市場での売上げが、前年同月比で2割以上減少していることを目安として判断する考えです。

また、この減少が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることも併せて示していただくことが必要です。

問8-10 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加する場合、卸売市場での売上げ減少の根拠データは、どこの卸売市場にすればよいのか。地方市場を含む主な出荷先である卸売市場か、それとも東京中央卸売市場か。

(答)

地方市場も含め、当該地域からの市場出荷の大宗を占める市場での売上額を基本とする考えです。

問8-11 80万円/10a、25万円/10aの対象品目として追加する場合で、追加の対象とする品目の市場価格が下がっていないものの、直接実需者（外食産業等）と契約し出荷していた農業者が、販売先の事情により入荷量を制限されるなどにより売上げが減少した場合、そのデータをもって対象品目追加の申請をすることは可能か。

(答)

追加の対象品目を判断する売上げのデータは、原則、市場取引額を用いることとしており、個々の農業者の売上減少データでの申請は認められません。

問8-12 野菜で高集約型品目として品目を追加する場合、支援単価は80万円/10aと25万円/10aのどちらになるのか。

(答)

種苗等の購入が必要となる野菜については、80万円/10aの交付単価となります。

### 【9 事業内容：(要綱第4の2(2)の取組(次期作支援のうち2万円/10a)】

問9-1 PR版の次期作支援のうち2万円/10aの取組とは、どのような支援か。

(答)

要綱第4の2(1)において、以下の取組類型ごとに2万円/10a、中山間地域等は取組類型ごとに2.2万円/10aを交付するものです。

[取組類型]

ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備

イ 新品種・新技術導入等に向けた取組

ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組

なお、交付対象となる導入面積の考え方は、要領別紙1-1の別表2に記載しているとおりですが、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組項目ごとの「導入面積の考え方」により算定した面積が支援対象となります。

問9-2 取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」では、以下の取組項目を設定しています。

① 新規契約の締結(導入面積の考え方：新規契約面積)

② 追加契約の締結(導入面積の考え方：追加契約面積)

③ 需要開拓による販路の変更(導入面積の考え方：取引成立面積)

具体的には、新たに直販、契約栽培、輸出に向けた商談会への参加や実需者との意見交換会の開催等の販売促進の取組により、実需者や直売所等と締結した新規契約や追加契約による契約面積に加え、開設した販売サイトで販売する高収益作物の栽培面積(取引が成立した面積)も支援対象とします。

なお、この取組類型は、農業者が自ら実施する取組を対象としており、JA等が実施する共販や委託販売、インショップへの出荷等の取組はこの取組類型に該当しません。

数量契約の場合は、取組実施者の過去の平均的な単収や地域の平均単収等を基に、面積に換算してください。

問9-3 取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」の取組について、新規の契約販売に取り組んだ農家の栽培面積すべてを支援対象としてよいか。また、既に契約締結済みの栽培面積も支援対象となるか。

(答)

「導入面積の考え方」のとおり、新たに契約を締結した栽培面積が支援対象になりますので、契約締結済みの栽培面積は支援の対象にはなりません。

なお、支援対象の確認に際し、数量等が定められた契約書等の提出をお願いします。

問9-4 取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」とは、以下の取組項目を設定しています。

- ① 都道府県知事が定める新品種の導入（導入面積の考え方：導入面積）
- ② 都道府県知事が定める新技術の導入（導入面積の考え方：導入面積）

具体的に、新品種については、当該都道府県で育成された新品種（品種登録後10年以内の品種）、又は地域農業の実情を踏まえ重要と位置付けている品種として、病虫害抵抗性等、品種の特性上、重要（他に代える品種がない）と位置付けられる育成品種、機能性や付加価値が高いなど振興すべき特性が明確な品種、地域在来品種等の他地域に存在しない品種等が対象となります。

新技術については、都道府県で開発した飛躍的に収量や品質を向上させる技術、重要病虫害の抑制技術等が対象となります。また、取組面積に対する支援であることを踏まえ、新技術の範囲としては、ほ場レベルで取り組む技術とし、経営面の技術（経営ソフトの活用等）、ほ場周辺の技術（鳥獣害防止対策等）、農家から出荷した後の流通段階の技術（鮮度保持等）は対象外とします。

なお、都道府県の指針や振興計画に掲載されている品種・技術を対象とする場合も、明確な特性や有効性等を明らかにしてください。

また、新品種や新技術を新たに導入する生産者のみが支援対象であることから、多数の新品種・新技術を対象とする場合は、事業実施主体の確認行為が煩雑になる点にも留意願います。

問9-5 取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」の地域特認取組の支援対象は、承認日以降の取組に限定されるのか。

(答)

「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」について、都道府県知事が地方農政局長等に協議を行い、承認された取組（品種や技術）のみを対象とするのは、単に新しい品種や技術ではなく、地域農業の実情や今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う実需者ニーズの変化等を踏まえて、当該品種・技術の導入が当該地域においてより大きな有益な効果をもたらすといえるかどうかを確認するためです。

このような趣旨に鑑み、基本的には承認日以降に発注・導入された取組が支援対象

となると考えていますが、作期等の関係で必要に応じて要綱施行日（令和2年4月30日）以降に発注された新品種・新技術導入等の取組についても、支援対象とすることができます。なお、その場合には、都道府県知事からの承認申請において、承認日以前に発注・導入されることとなった経緯や必要性について付記してください。

問9-6 新品種は、都道府県知事が認めれば、登録出願中でまだ品種登録されていない品目でも問題ないか。

（答）

新品種としての登録に支障をきたさないような取組であれば、問題ないと考えます。

問9-7 特認となった新品種や新技術の導入に取り組んだ場合、次期作支援うち5万円/10aの取組の要件の1つも同時に満たすと考えてよいか。

（答）

特認となった新品種の導入に取り組む場合は、「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」を実施する取組実施者にとって新たな品種で、栽培技術の転換に必要な品種の導入であれば、次期作支援（5万円/10a）のイの「③ 品目・品種等の導入」の取組も支援対象となり得ます。

また、特認となった新技術の導入に取り組む場合も同様に、「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」を実施する取組実施者にとって、新たに導入する新技術で、例えば、生産・流通コストの削減に資する取組であれば、次期作支援（5万円/10a）のアの「① 機械化体系の導入」の取組も支援対象となり得ます。

問9-8 取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

（答）

取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組」では、以下の取組項目を設定しています。

- ① 残留農薬基準等への対応（導入対象面積の考え方：取組面積）
- ② 有機農業の認証取得に向けた取組（導入面積の考え方：取組面積）
- ③ GAPの認証取得に向けた取組（導入面積の考え方：取組面積）
- ④ MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組（導入面積の考え方：取組面積）

問9-9 「① 海外の残留農薬基準への対応の取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

（答）

我が国における青果物や茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国等と日本とで異なることから、日本の基準値を満たしていても輸出先国・地域の基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

現在、輸出先国等の残留農薬基準（インポートトレランス）が設定されるよう対応しているところですが、未設定の輸出先国への対応として、輸出先国等の基準値に合

わせた国内栽培を行うことにより、輸出に取り組む農業者を支援するものです。

具体的には、輸出先国の残留農薬基準等の調査、輸出用品目に使用可能な農薬への変更、栽培方法の変更等の取組を支援します。

なお、この取組は輸出先国等の残留農薬基準値に合わせた国内栽培を行うことにより、輸出に取り組む農業者を支援するものであることから、実績報告時に、海外への輸出実績があることや、海外に輸出することが確実と見込まれることが書面等で確認できることが必要です。

問9-10 「② 有機農業の認証取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

本取組は、新たに有機農業の認証取得等に向けて行う準備の取組（先進農家の視察や研修、外部講師を招いた研修会の開催、研修会への参加、土壌・水質等の分析）等に必要な支援を行うものです。

交付対象面積は、新たに有機 JAS 認証（有機農産物の日本農林規格）の取得に向けた取組を行う面積（新たに認証を取得する面積（注：これまで認証を取得していた者が対象ほ場を拡大する場合、当該拡大部分は対象となる）、又は事業実施期間中に認証機関が認証申請を受理した面積）、又は新たに国際水準の有機農業（※）の取組を開始した面積（生産記録等で新たに取組を行ったことを証明できる面積）とします。

※ 国際水準の有機農業：有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日付け農林水産省告示第1605号）第4条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）

問9-11 「③ GAP の認証取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

本取組は、GAP 認証の新規取得に向けて行う準備の取組（先進農家の視察や研修、外部講師を招いた研修会の開催、研修会への参加、GAP の取組に必要な改修資材や ICT システムの導入、残留農薬・土壌・水質等の分析・調査）及び新規認証取得のための審査の受審等に必要な支援を行うものです。

交付対象面積は、GAP 認証を新規取得した高収益作物の品目に係る作付面積（又は、事業実施期間中の審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した高収益作物の品目に係る作付面積）とします。

取組実施者は、取組項目を実施したことが確認できる書類として、実施要領に定めるもののほか、新規取得した GAP 認証の認証書（又は、審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した際に審査会社に提出した申請書類一式の写し）を、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

なお、同時に複数品目の GAP 認証を新規取得（又は認証審査の契約締結。以下、本問において同じ。）した場合は、高収益作物の品目に係る作付面積に限り交付対象面積とし、GAP 認証を新規取得した品目に複数の高収益作物の品目が含まれている場合は、

それらの作付面積を合算した面積をもって交付対象面積とします。(例えば、要件を満たす取組実施者が、にんじん(野菜)、りんご(果樹)及び水稻(米)の品目でGAP認証を新規取得した場合、交付対象面積はにんじん(野菜)及びりんご(果樹)の品目に係る作付面積に限ります。ただし、輪作等により同一ほ場で複数のGAP認証を取得した高収益作物の品目を作付けした場合は、それらの面積は合算対象とはならず、いずれかの品目に係る作付面積に限り交付対象面積とします。)

また、GAP認証の新規取得には、個別認証又は団体認証の新規取得(現にGAP認証を取得している者が、別のGAP認証を新規に取得する場合を含む。)のほか、現に団体認証を取得している団体が新たに団体を構成する農業者等を追加する場合の当該追加農業者を含むものとします。この場合の交付対象面積は、当該追加農業者の作付面積(GAP認証を取得した高収益作物の品目に係る作付面積に限る。)となります。

問9-12 支援対象となるGAP認証の範囲は、具体的にはどのようなになるか。

(答)

輸出等の新たな需要に応じた取引において必要となるGAP認証を言います。具体的には、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAPが対象となりますが、この他にも第三者機関が審査を行う民間のGAP認証であれば対象となります。

なお、都道府県GAPは確認体制の有無に関わらず対象にはなりません。

問9-13 GAP認証を取得する品目は、高収益作物のみに限る必要があるのか。

(答)

GAP認証を取得する品目を限定することは求めませんが、交付対象面積は、GAP認証を新規取得(又は認証審査の契約締結)した高収益作物に係る取組面積に限ります。

問9-14 既にGAP認証を取得している農業者が、新たに高収益作物を対象品目に追加する場合は、対象となるか。

(答)

既に取得しているGAP認証の品目が高収益作物に該当しない場合、高収益作物では新規取得となるため対象となります。この場合、新たにGAP認証の対象品目に追加した高収益作物に係る作付面積に限り、交付対象面積となります。

問9-15 「④ MPS(花きの生産総合認証)の取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

本取組は、花きの国際認証の新規取得に向けて行う準備の取組(先進農家の視察や研修、外部講師を招いた研修会の開催、研修会への参加、同認証の取組に必要な改修資材やICTシステムの導入、残留農薬・土壌・水質等の分析・調査)及び新規認証取得のための審査の受審等に必要の支援を行うものです。

交付対象面積は、同認証を新規取得した花きの品目に係る作付面積(又は、事業実施期間中に審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した花きに係る作付面積)と



します。

取得実施者は、取組項目を実施したことが確認できる書類として、実施要領に定めるもののほか、新規取得した認証書（又は、審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した際に審査会社に提出した申請書類一式の写し）を、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

また、新規認証取得には、個別認証又は団体認証の新規取得のほか、現に団体認証を取得している団体が新たに団体を構成する農業者等を追加する場合の当該追加農業者を含むものとします。この場合の交付対象面積は、当該追加農業者の作付面積となります。

問9-16 支援対象となる MPS の範囲は、具体的にはどのようなになるか。

（答）

輸出等の新たな需要に応じた取引において必要となる MPS 国際認証のうち、生産者向け MPS（花き生産総合認証）等をいいます。

生産者向け MPS には、環境認証（MPS-ABC）、品質認証（MPS-Q）、社会的責任認証（MPS-SQ）、生産工程管理認証（MPS-GAP）の4種類があります。

なお、取引において産地で新たに取得が必要となる花きの国際認証であれば、MPS 国際認証に限らず対象とします。

問9-17 取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組」について、取組項目②、③、④の有機農業・GAP・MPS の取組について、既に認証を受けている場合は対象になるのか。

（答）

新たに高収益作物に係る取組を行う作付面積を支援対象と考えており、既に認証を受けている場合、又は既に国際水準の有機農業に取り組んでいる場合は対象外となります。

ただし、以下に掲げる場合は対象になります。

- ・有機農業の取組において、既に有機 JAS 認証を取得している者（又は国際水準の有機農業に取り組んでいる者）が、有機 JAS 認証の取得面積を拡大した場合（又は国際水準の有機農業の取組面積を拡大した場合）
- ・GAP の取組において、既に GAP 認証を取得している生産者が別の GAP 認証を新規に取得する場合（例えば、JGAP を取得している生産者が、ASIAGAP を新規に取得する場合など）

問9-18 本支援を通じて取得した有機 JAS 認証や GAP 認証、MPS について、認証継続の要件等はあるか。また、認証が取得できなかった場合、交付金は返還となるのか。

（答）

認証継続の要件はありませんが、本取組は販路の転換・拡大等を目的に行うものであるため、結果として継続されるものと考えています。

また、本交付金は、新たな需要に対応するための取組を支援することを目的としているため、それぞれの認証取得に向けて最大限の努力をしていただく必要がありますが、結果として認証が取得できなくても交付金返還の必要はありません。ただし、この場合においても、引き続き将来的な認証取得に向け、必要な改善等が行われるものと考えます。

## 【10 事業内容：要綱第4の2の(3)の取組（厳選出荷）】

問10-1 厳選出荷の支援とはどのような取組を言うのか。また、その要件は何か。

(答)

厳選出荷の支援は、2月以降、新型コロナウイルス感染症による影響で需要が大きく減少した品目で、市場価格や出荷量、出荷額等の状況を踏まえ、卸売市場での売上げ等が減少した品目を対象に、農協や生産部会、卸売業者等、産地等の取り決めに基づき、追加的な作業等により、まとめて品質の高いものに限定して生産・出荷するなどの工夫をする取組です。

具体的には、

- ① 花きでは、フラワーネット張りの調整、施肥（追肥・葉面散布）、防除、芽かき・摘花・整枝、選別・荷造り、出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した長期保管による出荷量調整）等の取組が対象となります。
- ② 果樹では、施肥（追肥や葉面散布）、防除、摘果・摘粒、灌水管理、植調剤の適期処理、選別・荷造り、出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した長期保管による出荷量調整）等の取組が対象となります。
- ③ 茶では、ほ場と茶工場における厳選出荷の取組であり、ほ場の取組としては被覆の実施、整枝（化粧ならし、遅れ芽除去）、手摘み等、茶工場の取組としては生葉の格付け・コンテナによる分別、風力選別機による木茎等の除去、仕上げ機による粉の除去等の取組が対象となります。
- ④ 大葉では、施肥（追肥・葉面散布）、防除、摘葉、灌水管理、選別・調製、出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した出荷量調整）等の取組が対象となります。
- ⑤ わさびでは、施肥（追肥・葉面散布）、防除、遮光管理、灌水管理、選別・調製、出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した出荷量調整）等の取組が対象となります。

問10-2 どのような品目が厳選出荷の対象となるのか。

(答)

現時点では、花きは露地及び施設栽培の花き品目、野菜は施設栽培の大葉及びわさび、果樹は施設栽培のマンゴー、おうとう、及びぶどう、茶のほか、生産局長通知で定めたものが対象となります。

なお、「いわゆる雨よけ施設」は露地として扱います。

具体的には、別添を参照してください。

問10-3 問10-2に記載の品目以外は対象とならないのか。

(答)

厳選出荷の取組の対象として追加したい品目がある場合は、都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要性があると認めた場合に追加することができる措置を設けていますので、新型コロナウイルス感染症による影響により需要（売上げ）が2割以上減少していること、価格や出荷量が減少していること、厳選出荷の具体的な取組内容等について、客観的なデータや具体的な事例等をもとに検討の上、申請してください。

なお、都道府県知事は、これら判断要素を踏まえ申請していただくこととなりますが、その期目については別途通知のとおりです。

問10-4 厳選出荷の対象品目として追加するのに必要な客観的なデータや具体例とは何か。

(答)

運用改善で新たに設けた厳選出荷の支援は、産地等の取り決めに基づき、まとめて高品質なものに限定して出荷するなどの工夫を行う農業者に対して、その取組を行った人数・日数に応じて1人・1日当たり2,200円を支援するものです。

したがって、新たに品目を追加する場合には、産地等の取り決めやそれに類するものとともに、それに基づき地域で実施する取組の実態について、具体的に示していただくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少したことの判断基準等については、問8-9及び問8-10と同様です。

なお、判断に迷う場合は個別にご相談ください。

問10-5 厳選出荷の支援では、追加の対象品目として野菜・果樹の露地栽培も対象となるか。

(答)

産地等の取り決めに基づき、まとめて高品質なものに限定して生産・出荷するなどの工夫を行う取組の実態があり、その取組に相当程度の掛かり増し経費がかかっていた場合は対象となり得ると考えます。

問10-6 厳選出荷の支援は、いつからいつまでの取組が対象となるのか。

(答)

支援の対象となる期間は、新型コロナウイルス感染症による影響で需要が大きく減少し、卸売市場での売上げ等が減少した時期である2月以降に、厳選出荷の取組を開始した日から、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり厳選出荷の取組を終了した日、又は対象品目の出荷を終えた日のいずれか早い日までですが、作業従事者1人につき90日までとなります。

なお、第2回公募では、2月から4月末まで実施した取組（産地の取り決め等に基づいて行う一連の取組が終了したもの（5月以降は申請しないもの））を対象としていま

ず。5月以降も厳選出荷の取組を実施しているものについては、5月以降の各月において該当品目が支援の対象となるかどうかを第3回以降の公募で確認の上、一連の取組が終了したものを申請してください。

問10-7 厳選出荷の支援は、農業者個々が行った場合でも対象となるのか。

(答)

原則、産地等の取り決めに基づき、まとまって品質の高い花きに限定して出荷するなどの工夫をした生産者が対象ですが、個人出荷でも何らかの形で農業者が連携するなどし厳選出荷に取り組む場合は対象となります。

問10-8 厳選出荷の取組の対象となる作業従事者とは、どのような者か。

(答)

取組実施者の他、その者と生計を一にする者及び賃金支払いのあった被雇用者（常時雇用者、臨時雇用者を問いません。）とします。

取組実施者が法人の場合は、その法人の役員及び賃金支払いのあった被雇用者（常時雇用者、臨時雇用者を問いません。）とします。

問10-9 作業従事者が厳選出荷の取組を実施する1日当たりの作業従事時間の下限はあるのか。

(答)

厳選出荷の取組は、通常の作業時間に加えて、厳選出荷のために掛かり増しとなった作業や資材等に対して1人・1日当たりとして2,200円を支援するものであり、1日当たりの作業従事時間を問うものではありません。

ただし、作業に対して著しく多い人数・日数で申請されていると思われる場合は、具体的な取組を個別に確認させていただくこともあります。

問10-10 1人の作業従事者が、同日に複数の厳選出荷の取組を実施する場合、作業従事者数や日数はどのように計算するのか。

(答)

1人の作業従事者が、同日に複数の厳選出荷の取組を実施する場合も、1人・日と算定します。

また、対象作物・品目が複数ある場合であっても同様です。

問10-11 厳選出荷の取組を行ったことの確認は、どのようにするのか。

(答)

事業実施主体は、取組実績報告書や参考様式3により、各取組実施者の厳選出荷の作業に従事した日と人数を確認してください。

また、各取組実施者においては、各作業従事者が厳選出荷の取組を行ったことがわかるもの（例：作業したことを記載した作業日誌やカレンダー等）を確実に保管してください。

## 【11 成果目標について】

問 11-1 成果目標は、次期作に取り組む農業者ごとに定めるのか。

(答)

成果目標は、「事業実施地区の対象品目の作付面積」としており、農業者ごとではなく、本事業の事業実施主体となる地域再生協議会や JA 等が事業実施地区全体の目標として定めることとしています。

問 11-2 成果目標は、対象品目ごとに設定するのか。

(答)

成果目標の設定については、地域（事業実施主体）としての目標であることから、対象品目全体の設定でも個別の対象品目ごとの設定でも構いません。  
また、成果目標の評価についても同様となります。

問 11-3 地域で設定した成果目標を達成できない場合、交付金の返還等があるのか。

(答)

この成果目標は、事業の要件ではないため、結果として達成できない場合であっても改善計画を作成する必要はなく、交付金の返還を求めるものではありません。

## 【12 その他】

問 12-1 茶の取組について、茶工場及び当該系列生葉農家のどちらから申請すればよいか。

(答)

茶業経営者であれば、各々が申請可能です。

同一の行為についての重複を避けるため、茶工場を経営する茶業経営者は茶工場での取組と自身が生産するほ場での取組を、生葉農家はほ場での取組を申請することを基本とします。

ただし、重複申請の防止及び事務効率化の観点から、掛かり増し経費を生葉農家が負担している場合も含め、予め取り決めを行い、茶工場の茶業経営者が当該系列生葉農家のほ場での取組も併せて取りまとめ、一括申請することができます。

問 12-2 本交付金（推進事務費を除く）の税務上の取扱いはどうなるのか。

(答)

本交付金は課税の対象となるため、雑収入として計上してください。

また、消費税及び地方消費税については、本交付金是对価を得て行われる取引に当たらないため、課税の対象にはなりません。

## 別添

### 高収益作物次期作支援交付金の対象品目と対象期間について

#### 1. 全国共通

(1) 5万円/10aの対象品目及び対象期間(実施要領第1の1及び2関係)

対象品目	交付単価	対象期間		
		2～4月	5月	6月
野菜	5万円/10a	○		
上記のうち、たまねぎ、みつば、わけぎ、パセリ、大葉、わさび		○	○	
果樹	5万円/10a	○		
上記のうち、ゆず、すだち、かぼす、びわ、ブルーベリー		○	○	
花き	5万円/10a	○	○	
茶	5万円/10a	○	○	○

(2) 高集約型品目の対象品目、交付単価及び対象期間(実施要領別紙1-1の第2の1関係)

対象品目	交付単価	対象期間		
		2～4月	5月	6月
施設で栽培される大葉及びわさび	80万円/10a	○	○	
施設で栽培されるマンゴー、おうとう及びぶどう	25万円/10a	○		
施設で栽培される花き	80万円/10a	○	○	

(3) 厳選出荷の取組の対象品目、交付単価及び対象期間(実施要領別紙1-2の1関係)

対象品目	交付単価	対象期間		
		2～4月	5月	6月
施設で栽培される大葉及びわさび	2,200円/人・日	○	○	
施設で栽培されるマンゴー、おうとう及びぶどう	2,200円/人・日	○		
花き	2,200円/人・日	○	○	
茶	2,200円/人・日	○	○	○ (7月まで)

#### 2. 各都道府県追加分

各都道府県園芸作物担当部局にお問い合わせください。